

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市文化財保存活用地域計画の策定 （進捗状況）について	文 化 財 課
2	熱中症対策の強化について	健康づくり課
3	新型コロナウイルス感染症への対応を踏 まえた今後の取組等について	

令和 7 年 6 月 13 日

小田原市文化財保存活用地域計画の策定（進捗状況）について

1 趣 旨

文化財の保存・活用に関して本市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の計画を定めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を促進するとともに、本市文化財行政の取組の方向性を明示し広く周知することで、民間団体や地域住民の理解・協力を得ることを目的とする。

なお、計画の策定は、文化財行政に係る国庫補助金（文化芸術振興費補助金等）の優先的採択の条件となっており、令和 6 年（2024 年）12 月 20 日時点で、全国 194 自治体の計画が文化庁の認定を受けている。

2 計画の構成

序 章 背景と目的（1～6 頁）

第 1 章 小田原市の概要（7～25 頁）

第 2 章 小田原市の文化財の概要と特徴（26～36 頁）

第 3 章 小田原市の歴史文化の特性（37～41 頁）

第 4 章 文化財の既往の調査と現在の取組（42～54 頁）

第 5 章 将来像・基本的な方向性（55～59 頁）

第 6 章 文化財の保存と活用の基本方針（60～70 頁）

第 7 章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（71～118 頁）

第 8 章 文化財の防災・防犯（119～122 頁）

第 9 章 文化財の保存・活用の推進体制（123～127 頁）

資料編

3 委員会等の開催状況

会議種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小田原市文化財保護委員会	3回	3回	2回(予定)
小田原市文化財保存活用地域計画策定に係る懇話会	2回	3回	2回(予定)

4 小田原市文化財保存活用地域計画策定に係る懇話会名簿

氏名	役職等
勝山 輝男	【座長】小田原市文化財保護委員
丁野 朗	【副座長】(公社)日本観光振興協会総合研究所顧問
高久 舞	帝京大学文学部講師
安藤 實英	市内寺社代表(総世寺代表役員)
林 美禰子	小田原民俗芸能保存協会顧問
草山 昭	(公財)報徳福運社代表理事
佐野 利美	大窪地区連合自治会長
山本 博文	小田原箱根商工会議所専務理事
杉本 錦也	(一社)小田原市観光協会専務理事
勝俣 宏一	NPO法人小田原ガイド協会会長
谷口 肇	【オブザーバー】神奈川県教育委員会文化遺産課
早野 智洋	小田原市文化部文化政策課長
蓑宮 康之	小田原市文化部生涯学習課長
竹縄 謙史	小田原市文化部図書館長
杉崎 恵理子	小田原市経済部観光課長
梶塚 毅	小田原市都市部副部長(都市政策課長事務取扱)

(令和7年6月1日時点)

熱中症対策の強化について

1 背景

近年、温暖化が叫ばれる中、小田原市では、暑さ指数（WBGT）の予測値が33に達する際に発表される熱中症警戒アラートの回数は年々増加しており、令和5年度には26回、令和6年度には37回発表されている。

熱中症特別警戒アラートは、県内5地点すべてで翌日のWBGTの予測値が35に達した場合、神奈川県全域に発表されることとなっており、これまでに発表されたことはないが、危険な暑さによる健康にかかる重大な被害を生じる恐れがあるためその対策を進めている。

2 本市の取組

(1) 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表時に係る事務

アラート発表時に市町村長が行う事務は、市民等に対し適切にアラート情報の提供を行うことである。また、特別警戒アラート発表時には、この情報提供に加えて一時的避難場所としてクーリングシェルターを開放する。

- ・特別警戒アラート発表時には、これまで経験したことのない暑さに備えるため、不要不急の外出を控えることやエアコンなどを使用して涼しい環境を確保するなど命を守る行動をとるよう市民への注意喚起を行う。
- ・特別警戒アラートが発表された場合、本市ではおだわら防災ナビ、防災メール、市ホームページ、FMおだわら、市公式SNSなどを通じて、市民や関係団体へ迅速に情報を発信する。加えて、防災行政無線を活用し、周知の徹底を図ることとした。

	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
発表基準	県内 5 地点（横浜、海老名、辻堂、三浦、小田原）のいずれかの地点でWBGTが33（予測値）に達する場合	県内 5 地点全てのWBGTが35（予測値）に達する場合
発表時間	前日午後 5 時頃及び当日午前 5 時頃（市民へは午前 7 時頃）	前日午後 2 時頃に発表
情報発信の方法	防災メール おだわら防災ナビ 庁内放送（平日） FMおだわら 市公式SNS 市ホームページ	防災メール おだわら防災ナビ 庁内放送（平日） FMおだわら 市公式SNS 市ホームページ <u>防災行政無線</u>
クーリングシェルの開放	なし	あり

(2) クーリングシェルの指定に関する事務

- ・本市では令和 6 年 7 月 1 日に、おだわら市民交流センターUMECOや川東タウンセンターマロニエなど、市内公共施設23か所をクーリングシェルとして指定している。
- ・公共施設に加え、クーリングシェルの民間施設にも拡大するため、市ホームページや広報おだわらで民間施設の募集を開始している。
- ・市民が情報を取得しやすいよう、指定施設の名称、所在地、開放可能日、受け入れ可能人数を市ホームページなどで公表し、随時更新する。

《令和 6 年度》

7 月 市内公共施設23か所を指定

《令和 7 年度》

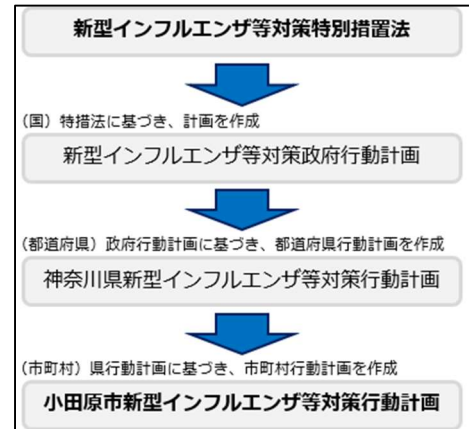
5 月 民間施設に拡大するため市ホームページ等で募集を開始

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 今後の取組等について

1 背景

感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割分担を反映し、整合をとった形で行動計画が策定されている。

このうち国及び神奈川県の実行動計画は、先の新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえそれぞれ令和6年7月、令和7年3月に改定されており、市町村の実行動計画にあつては国から令和8年7月までに改定を行う方針が示されている。



【図1 国県市の行動計画】

2 政府行動計画の改定内容

国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、新たに新型コロナウイルス感染症を対象疾病として明確化したほか、対策項目の大幅な拡充や準備期における平時の備えを充実させた内容となっている。

記載項目	現計画	新計画
対象疾病	新型インフルエンザが中心	新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載されている	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民生活・国民経済 ※下線：新規項目

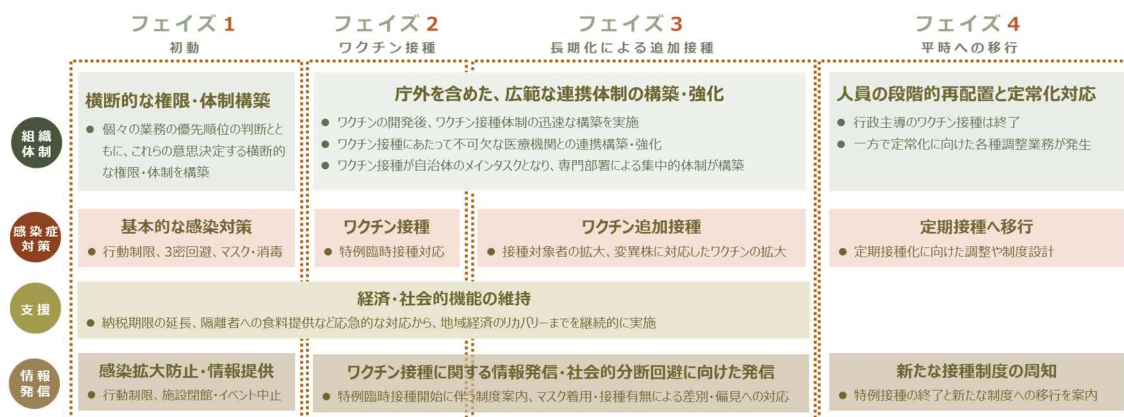
【図2 政府行動計画の改定内容】

比較的短期で収束することが前提であった旧計画に対し、コロナ対応を経た新たな計画では、各対応期を区分けし、機動的に切り替えていくことができるよう記載内容の充実が図られたものとなっている。

3 市行動計画の改定に向けて

(1) 市の「新型コロナウイルス感染症の対応記録」

市のコロナ対応については、令和6年10月の定期接種化までを一連のコロナ対応と捉え、初動期、ワクチン接種期、長期化による追加接種対応期、平時への移行期の4つに分類し、それぞれの段階で“どういった体制が構築され、どういった対応がなされたのか”を整理し、小田原市感染症等危機管理対策会議を経て令和7年3月に取りまとめている。



【図3 各段階でのコロナ対応】

感染症対応において市の役割は、国や県の動向を注視し必要な情報を的確かつ迅速に市民に届けること、及びワクチン接種が開始された場合その接種体制の早期構築・対応が大きな柱となる。

初動期では、必要不可欠な業務の継続を図りながらいかに感染拡大を遅らせるか、職員の配置等体制構築が課題となった。またワクチン開発後には、感染状況や知見の蓄積等に応じて変わる制度に対応しながら、

ワクチン接種体制の迅速な構築と実施が主眼となった。ワクチンの供給量が限られる段階では、感染リスクの高さに応じてどのようにワクチンの配分を行うのかなど、不安を感じる市民感情も踏まえた情報発信などの重要性が認識された。

今般の対応にあたって構築した具体的な協力・連携体制を先例とし、有事での迅速な体制構築を図ること、そのための平時からのコミュニケーションの重要性などの学びを得ており、こうした点も念頭に今後の行動計画改定を進めていく。

(2) 行動計画改定の考え方

小田原市新型インフルエンザ等対策計画は平成 26 年に策定され、以降の改定はなされていない。今後は、本市の「新型コロナウイルス感染症の対応記録」で整理された①ワクチン接種体制や情報発信の工夫、②職員のリソース配分、③医療機関等との連携・協働体制、④情報共有・指揮系統の課題の知見等を踏まえつつ、国が作成した「市町村行動計画作成の手引き」や神奈川県「新型インフルエンザ等対策行動計画」を参照し、実効性のある計画へのアップデートを図っていく。

4 今後のスケジュール（想定）

市感染症等危機管理対策会議での議論やパブリックコメントの実施、厚生文教常任委員会への報告を経て、令和 8 年 7 月までに計画を改定する。

令和 7 年 6 月 13 日	厚生文教常任委員会での報告
	市感染症等危機管理対策会議で検討
	厚生文教常任委員会へ市行動計画（案）の報告
	パブリックコメントの実施
	厚生文教常任委員会へ報告
令和 8 年 7 月まで	市行動計画の改定・施行